

# 「学校等及び通学路等における児童等の安全確保指針」の概要

学校等（学校・児童福祉施設等）及び通学路等（通学路、公園、広場等）において児童等を犯罪から守るための方策

## 第1 通 則

目的	学校・児童福祉施設等、通学路、公園、広場等	児童等の安全確保のため、学校等内や通学路等での児童等に対する犯罪防止のための方策を提示
根拠	秋田県安全・安心まちづくり条例第9条第1項等	
取組主体	学校等の設置・管理者	
効果	学校等の設置・管理者の努力義務	
運用方法	学校等の実状や児童等の発達段階に応じて具体的方策を実施	
見直し	社会状況の変化等を踏まえて必要に応じて行う	



## 第2 具体的方策等

### 不審者の侵入防止対策等

学校等への不審者侵入防止のための対策

- 1 出入口の限定及び門扉の施錠等
- 2 不審者侵入禁止の立札・看板の設置
- 3 来訪者用入口及び受付の明示
- 4 来訪者への名簿記入及び来訪者証着用の要請
- 5 声かけ・あいさつ運動の励行
- 6 学校等敷地内外の巡回

### 施設・設備の点検整備等

不審者侵入防止と侵入時の危害防止のために点検整備すべき事項

- 1 校門、フェンス、外灯、施錠設備等
- 2 教室・職員室等の配置
- 3 死角の原因たる障害物の除去
- 4 警報装置、非常通報装置等の防犯設備や来校者用インターホン等
- 5 複数の避難経路の確保措置

### 通学路等における安全確保対策

保護者、地域住民、警察署等の協力を得て行う通学路等の安全確保対策

- 1 通学路等の巡回
- 2 「子ども110番の家」等との連携強化
- 3 登下校時の児童等の見守り
- 4 安全点検実施、安全マップ作成・配布等の活動
- 5 児童等に対する安全情報周知及び注意喚起等

### 児童等に対する安全教育の充実

児童等の犯罪回避能力を高める教育の実施

- 1 不審者侵入時を想定した避難訓練の実施
- 2 犯罪に巻き込まれないための対処方法の指導
- 3 緊急避難場所及び危険個所等の周知
- 4 通学時を想定した避難場所への駆け込み訓練の実施
- 5 危険個所を想定した不審者対応訓練の実施
- 6 児童等が主体的に安全について学ぶ教育の実施

### 安全対策を推進するための体制整備

学校等内及び通学路等における安全確保対策推進のための体制整備

- 1 教職員による校内体制の整備、役割分担の確認等
- 2 安全管理マニュアル作成と会議時等における確認及び見直し
- 3 学校等と保護者、地域住民、関係機関等が一体となった安全確保体制の構築
- 4 地域内の他校、警察署、関係行政機関等相互の情報連絡網の整備
- 5 警報用ブザー貸与などの対策の検討

### 保護者、地域住民及び関係団体との連携

保護者、地域住民等と連携した児童等の安全確保対策の実施

- 1 保護者、地域住民、関係団体への協力依頼
  - ア 地域巡回、声かけ運動など児童等見守りの体制づくり
  - イ 緊急時の警察署及び学校等への通報
- 2 各家庭への速やかな情報提供体制整備
- 3 児童等の安全を確保する場所の拡大及びその周知

### 緊急時に備えた対策

緊急時のための安全管理マニュアル作成及び見直しと、地域住民等と連携して行うべき対策

- 1 安全確保対策徹底のための教職員に対する指導、研修及び訓練の実施
- 2 警察署等の協力による安全教室、防犯訓練等の実施
- 3 警察署や消防署等との連携強化のための情報交換の実施
- 4 緊急時のための関係機関との情報連絡網の整備
- 5 緊急時を想定した不審者監視、注意喚起、避難、通報体制等の徹底
- 6 緊急時を想定した保護者への連絡、登下校方法の決定